

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

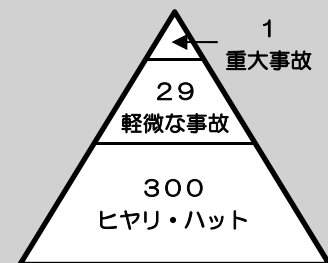
1. はじめに（社長のコミットメント）

「運輸安全マネジメントの取り組みにあたって」

当社は、昭和51年4月の開業以来、安全で快適な輸送サービスの提供を経営の根幹として、事業を展開してまいりました。

前年度は重大な事故を防止できましたが、有責事故は14件と大幅に増加しました。

アメリカ人技師ハインリッヒが提唱した法則では、「1件の重大事故の裏には29の軽微な事故があり、さらにその裏には300のヒヤリ・ハットがある」とされています。もし、当社が前年度と同数の事故を起こせば、2年間で累積件数が30件となり、いつ重大事故につながってもおかしくない状況となります。



また近年、賠償額の大きい事故を起こしているため、保険料の割引率が低下し、本年度は前年度から2倍以上の負担増となりました。

このような状況を踏まえ、当社では今後3年間で有責事故の件数を半減することを目標として運輸安全マネジメントに取り組んでまいります。

そのスタートとして今般、当社の「安全方針」を制定し、社員一人ひとりがそれぞれの立場でそれを実践する体制を確立してまいります。

同時に本年度から「安全重点施策」を立案・展開し、PDCA「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」サイクルによる不断の安全性向上を推進してまいります。

2019年5月15日

和歌山バス株式会社

取締役社長 久保洋介

2. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針

- ・「基本動作」を守り、「安全」「安心」「快適輸送」に努めます。
- ・いかなる時も「法令」「規程」「規則」を守ります。
- ・日頃からお客さまの立場で考え、技術やサービスの向上に励みます。

3. 輸送の安全に関する取組

- (1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令等を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。
- (6) グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

2019年度 運転事故防止全社目標

〔重点目標〕

有責重大事故「ゼロ」

有責事故11件以内

扉関係事故「ゼロ」

公私にわたる飲酒運転の根絶

〔安全重点施策〕

- 安全方針の制定と浸透
- 事故防止重点目標の達成
- 適切な業務遂行の推進
- テロ防止力の強化

公共交通機関としての使命を果たし、さらにお客様からの信頼を得るために上記目標の達成のため、全力で取り組んでまいります。

※目標の達成状況につきましては、2019年度終了後に、速やかに公表いたします。

【達成状況】 2018年度 運転事故防止全社目標

重大事故0件	結果 0件
有責事故10件以内	結果 14件
車内事故2件以内	結果 4件
公私にわたる飲酒運転の根絶	結果 0件

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 各種運動教育指導の取り組み

	教育・指導	時期	内容
①	全国交通安全運動	5月上旬 9月下旬	広く交通安全思想の普及促進を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図る。
②	お客様第一運動	5月中旬 10月下旬	積極的なマイク活用により、車内転倒事故等を防止し、輸送サービス向上を図る。
③	交通事故防止県民運動	7月中旬 12月上旬	県民一人ひとりに正しい交通ルールと人にやさしい交通マナーの実践を呼びかけ県民総ぐるみで交通事故の防止を図る。
④	車内事故防止キャンペーン	7月上旬	車内事故が依然として後を絶たないことから全国一斉にキャンペーンを実施し啓発を図る
⑤	年末年始の輸送等に関する安全総点検	年末年始	年末年始の安全総点検の趣旨を徹底し責任事故の絶無を図る。
⑥	全国火災予防運動	3月初旬	火災予防思想の普及促進を図る。車両火災を防止し、安全な輸送を確保する。
⑦	全国労働衛生週間	10月初旬	労働衛生に関する意識を高揚させ、運転者の健康維持を図り輸送の安全を確保する。

(2) 社内の教育及び研修

① 新人運転士社員教習(採用時)

- ・ 法令及び諸規程、実技運転指導・車両整備実習の実施、運輸安全マネジメント教習、KYTトレーニング教習、扉事故防止教習、マイク活用、ドライブレコーダーの活用

② 全運転士教習(貸切・高速バス冬期講習含む)

- ・ 事故傾向分析、危険予測防衛運転教習、法令規程講習、ドライブレコーダー活用接客接遇向上指導、事情時対応教習、冬期凍結積雪路走行対応指導

③ 貸切・高速バス運転士新規任命教習(随時)

- ・ 路線教習、高速道路安全運転教習の実施

④ 担当課による添乗巡視(随時)

- ・ 添乗票を提出する

⑤ 早朝点呼立会指導(随時)

- ・ 指導涉外課主導他管理職で指導を行う

⑥早朝ターミナル指導(随時)

- ・運転士街頭指導の実施及び旅客案内

⑦特別教習(随時)

- ・事故惹起者対象に教習の実施
- ・運転姿勢・操作面の基礎を再教習
- ・再発者には外部機関（NASVA）の特別診断を受診させ原因の究明

⑧指導運転士養成及び育成教習(随時)

- ・法令及び諸規程、実技運転、事故防止マイク活用指導等、新人運転士教習時に同乗して育成方法の習得

⑨適性診断(随時)

- ・NASVA ネットを利用した適性診断の実施

⑩入社 1 年後研修

- ・特に養成運転士を対象にし 1 年前後の経験者に対する再教育

(3) 営業所における教育及び研修

①監督者による添乗巡視：随時（所長、副所長、助役による添乗指導、巡視）

②デジタルタコグラフによる：随時（安全運転評価を行い、必要に応じて指導）

③ターミナル街頭指導：随時（運転士の定点指導）

④高齢者及び学童・生徒の安全乗降啓発：随時（当該旅客の多い停留所での啓発活動）

⑤特別教習随時：随時（事故・苦情惹起者を対象に教習の実施）

⑥運転士個別面談：随時（各種運動・適性診断・健康診断結果に応じて面談）

⑦ドライブコーダー：随時（事故の分析や未然防止の教育）

⑧適性診断の実施及び教習：随時（機器を導入し一般診断を社内で実施、個別教習も同時に行う）

⑨e-learning 教習(全運転士)：一般的な指導及び監督指針に沿った内容を実施

(4) 会議及び社外講習

①管理者会議(毎月)

- ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
- ・事故報告とその分析を行う。
- ・各種運動の啓発と浸透を図る。
- ・飲酒運転撲滅のための運動・啓発を行う。
- ・各部業務連絡を行う。

②事故防止会議(本社・営業所：毎月)

- ・事故防止に対する対応策の策定及び検討

③運転事故防止対策会議(営業所内：毎月)

- ・本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、運転士情報の共有

④運行管理者講習(対象者：年間 2 回)

- ・一般講習・基礎講習（事故対策機構）

⑤整備管理者講習(対象者：年 1 回)

- ・選任前研修・選任後研修（運輸支局）

- ⑥ドライバー安全運行管理者講習
 - ・クレフィール湖東へ安全運転研修に参加
- ⑦運行管理者(助役)研修(随時)
 - ・運行管理者のスキルアップ (NASVA)
- ⑧外部講習への参加(随時)
 - ・NASVA安全マネジメント講習 (ガイドライン・リスク管理・内部監査)
 - ・バス協会主催等会議の参加 (飲酒講習会他)
 - ・近畿運輸局主催等会議の参加 (事故防止セミナー他)
 - ・NASVA 適性診断活用講座の参加
- ⑨外部講師による教育(随時)
 - ・飲酒運転防止、安全運転講座等

6. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

	方法	時期	内容
①	役員会	随時	安全マネジメントの決定。 安全方針の徹底、進捗状況の把握を行う。
②	管理者会議	毎月	運輸安全マネジメント関係報告等を行う。 各種運動の啓発と浸透を図る。 飲酒運転撲滅のための運動・啓発を行う。 各部業務連絡を行う。
③	事故防止対策会議	毎月	事故防止に対する対応策の策定及び検討
④	運転事故防止対策部会	毎月	本社からの連絡事項の確認、事故防止対策、 運転士情報の共有
⑤	経営協議会	随時	労使間での協議の場を活用して、安全に対する意識と情報の共有を図る
⑥	役員巡視	随時	役員による現場安全巡視
⑦	その他	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・社長、部長、所長達による示達 ・業務連絡による連絡・指示 ・ヒヤリハットの収集・共有 ・事故状況の共有 ・グレット掲示、リーフレット等の印刷物による通知 ・運輸業他社局報道記事掲示板の設置

7. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

同条第11号に関する報告(路上故障) 25件
 上記以外の事故は御座いません。

8. 輸送の安全に関する投資及び実績額

輸送の安全性向上を目的とした取り組み金額は、つぎのとおりであります。

2018 年度結果

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 車両関係 | 19,222 千円（バス車両等） |
| ② 教育関係 | 1,005 千円（無事故賞等） |
| ③ 施設関係 | 3,536 千円（アルコールチェッカー・ドラレコ保守等） |

9. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

バスジャック統一対応マニュアル【別紙-1】のとおり。

10. 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するために、以下の必要な計画を作成し具体的に取り組んでまいります。

- ① 管理者会議及び事故防止対策会議の開催
 - ・運輸安全マネジメント関係報告等を行う。
 - ・事故報告とその分析から対策を立案し実行する。
 - ・各種運動の啓発と浸透を図る。
 - ・飲酒運転撲滅のための運動と啓発を行う。
 - ・各課業務連絡を行う。
- ② 訓練及び研修
 - ・「輸送の安全に関する教育及び研修の計画」に準ずる。
- ③ 安全運動及び行事等
 - ・全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検等の安全運動等
 - ・無事故表彰式の開催（6月・12月）
- ④ 外部団体の主催する優良運転者表彰等への推薦
 - ・近畿運輸局の道路運送事業等運転者永年勤続局長表彰等への推薦
 - ・日本バス協会の優良バス運転者に対する会長表彰への推薦
 - ・和歌山県交通安全協会の優良運転者表彰への推薦
- ⑤ 健康に起因する事故の防止対策
 - ・健康診断結果を基に運転士へのケアの実施

11. 事故・災害に関する報告連絡体制

バスジャック統一対応マニュアルに準ずる。【別紙2】

12. 輸送の安全に関する内部監査と結果及びそれを踏まえた措置内容

内部監査の実施について

- ① 実施時期 2019年11月中に実施
- ② 内部監査委員会

	役 職
リーダー	総務部次長 *
委員	指導渉外課長 *
委員	和歌山バス那賀 業務課長 *
委員	和歌山バス那賀 営業所長 *

- ② 監査方法 内部監査手順書に基づき監査委員による経営トップ（社長及び安全統括管理者）に対するインタビューと和歌山営業所への立入監査及び所長へのインタビュー
- ④ *当該監査を受ける部署の委員を除く

内部監査後の手続き

内部監査終了後、管理者会議に監査結果を報告し、見直すべき点があれば、適正な是正措置及び予防措置を検討する。
さらに、具体的な実行計画を作成し、次年度に盛り込むこととする。

13. 安全統括管理者

常務取締役営業部長 河 合 潤 二

14. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」参照

以 上